

第6章

主な施策の着手時期の区分

主な施策の着手時期の区分について

次ページからの表は、基本計画に掲げた主な施策の着手時期を示したものです。着手時期欄の「前期」とは3年以内、「中期」とは6年以内、「後期」とは10年以内に着手することを目標としています。事業実施にあたっては、社会情勢の変化、施策を行う上での受け皿、住民の合意形成や財政的な検討を加えながら進めていくことになります。事業主体は各施策ごとや施策の進捗状況によって異なりますが、「住民」「集落」「振興センター」「団体等（企業・各種団体・NPO等土地などに限定されない組織）」「行政」などが役割を分担しながら協働で実施していくことになります。

I. 自然と共生するまちづくり

1. 自然保護意識の醸成

(1) 自然環境の保全

	着手時期		
	前期	中期	後期
①自然環境の基礎調査の実施	●		
②「自然首都・只見」学術調査事業の実施	●		
③生物多様性保護(野生動植物保護)条例の制定	●		
④高層湿原・湖沼、巨樹・巨木、希少動植物の保護・保全	●		
⑤生態系のモニタリングと外来種の駆除	●		

(2) 自然の利活用

①只見の自然を身近に体験し、理解できる「ただみ自然観察の森」の整備推進と積極的な活用	●		
②安心・安全な水辺環境の整備と川や湖に親しむ機会の創出		●	
③町公認自然ガイドの育成	●		
④「只見町プラセンター」を中心とした環境教育、実習、各種研修の実施	●		
⑤八十里越の史跡化とロングトレイルの整備		●	
⑥自然資源を活かした新エネルギーの推進(小水力発電・地中熱・太陽光など)	●		

2. 雪と共存するまちづくり

(1) 雪を活かし楽しむ地域づくり

①「只見ふるさとの雪まつり」など雪を楽しむ観光の促進	●		
②雪の特性を活かし活用する仕組みづくりの検討	●		
③雪の恵みを学ぶ「環境教育」の実施	●		
④雪かきなど雪国体験機会創出による交流人口の拡大	●		
⑤雪国文化の継承と産業振興への活用	●		

(2) 雪に負けない地域づくり

①道路除雪機械の計画的整備と充実、除雪オペレーターの育成	●		
②通学路の点検と安全対策の充実	●		
③高齢者世帯等の除排雪支援体制の充実	●		
④雪国に適した道路整備の推進	●		
⑤克雪住宅への改築費等に対する助成制度の充実	●		
⑥危険な屋根からの落雪に配慮した町並みづくりの推進		●	
⑦地域社会で雪害を防ぐ相互扶助意識の確立	●		
⑧効率的な除排雪体制と消融雪設備の調査・研究	●		

3. 道路網の整備と定住環境の整備

(1) 国道・県道の整備促進

①国道289号(八十里越)の早期開通の要請と住民運動の実施	●		
②国道289号(八十里越)の開通を見据えた只見地内と入叶津地内のトンネル化の推進(緊急車両の新潟県域への搬送時間短縮と中心市街地への誘導策)		●	
③国道252号(六十里越)のゴールデンウイーク前開通の活動	●		
④農村景観イメージを損なわない、除雪に配慮した拡幅工事等の推進		●	
⑤県道布沢横田線のトンネル化の要請	●		
⑥県道小林・館の川線の早期拡幅・通年通行の要請	●		
⑦災害に対応した路線の複合化整備(代替えルートの整備促進)			●

(2) 町道の計画的整備

①町道整備計画に基づく着実な整備	●		
②冬季孤立住宅解消のための一軒家対策の推進	●		

(3) 定住環境の整備	着手時期		
	前期	中期	後期
① 町営住宅の老朽化対策と定住住宅の整備促進	●		
② 空き家活用のための情報管理と支援制度の充実 (空き家バンク制度の創設、空き家改修補助事業の拡充等)	●		
③ 空き家を未然に防ぐための新たなモデル事業の創設	●		
④ 只見産材を利用したモデル住宅の普及啓発と支援制度の充実(県産材補助制度の周知・広報)	●		
⑤ 地域に合った在来工法の伝承・研究活動の実施	●		

4. 自然と調和し地域イメージに合った景観づくり

(1) 自然と調和した町並み景観の創出

① 景観条例「うつくしい只見町の風景を守り育てる条例」の普及・啓発	●		
② 只見町地域住宅計画(ホープ計画)の普及・啓発と支援制度の創設		●	
③ 街並み景観形成協定の創設と助成制度の検討	●		
④ ポケットパーク及び散歩コース等へのベンチの設置			●
⑤ 美観ポイントへの案内看板・ベンチの設置		●	
⑥ 景観維持のための危険空き家の除去と公共空間での活用	●		

(2) うつくしい山なみ景観づくりの推進

① 道路等公共空間への花木植栽による景観づくり	●		
② 人工林を含む道路沿線除草による景観づくりの実施	●		
③ 景観づくりを推進するための集落・地域交付金制度の創設	●		

5. 水環境の保全と上下水道の整備

(1) 上水道の整備

① 簡易水道施設の計画的な管理・運営	●		
② 集落営給水施設の改善事業の実施		●	
③ 水質の安全・安定供給体制の維持・推進	●		

(2) 下水道の整備

① 農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置整備事業の計画的な管理・運営	●		
② 合併処理浄化槽の定期検査等の適正管理の推進	●		
③ コンポストの利用促進	●		
④ 水環境維持のための啓発活動の充実	●		

6. 環境衛生の充実

(1) ごみの減量化と資源化の推進(もったいない運動の推進)

① 環境衛生教育の推進(普及啓発と学習会の開催)	●		
② ごみの分別収集の徹底	●		
③ 高齢化社会に向けたごみ回収システムの確立			●
④ ごみの減量化に向けた生ごみの肥料化の推進		●	
⑤ ごみにしない運動の推進(もったいない運動)	●		

(2) 不法投棄等の防止対策

① 不法投棄防止のための地域住民による見回り・監視の充実	●		
② 飼養動物愛護精神とマナーの徹底	●		

II. 文化に根づく人づくりと学び続けるまちづくり

1. 将来の只見を担う子どもたちの教育の充実

	着手時期		
	前期	中期	後期
(1)たくましく自立できる力の基礎となる教育内容の充実			
①持続可能な社会を構築する担い手を育むESD（持続可能な開発のための教育）の推進（ユネスコスクール推進と系統的指導）	●		
②総合的な学習「只見学」の推進と「只見愛」の育成	●		
③基礎的な学力（アクティブラーニング等）と体力の向上	●		
④外国語教育の充実	●		
⑤防災教育、放射線教育の充実	●		
⑥心を育てる読書活動の推進	●		
⑦道徳教育の充実とコミュニケーション能力の育成	●		
⑧情報教育の充実と情報活用能力の育成（情報通信技術を活用した教育活動の展開）	●		
⑨起業家精神の育成		●	
⑩保小中高連携教育の推進（レインボープランの継続強化）	●		
⑪コミュニティスクールの推進	●		
⑫インクルーシブ教育の推進	●		

(2)教育環境、教育施設・設備の改善・充実

①教育相談機関の充実（相談窓口、カウンセラー、SSWの設置）	●		
②奨学金制度の充実	●		
③校舎、体育館等の改善・修繕による教育環境の整備	●		
④学区内及び校地・校舎内の事故防止、安全確保のための点検・整備	●		
⑤スクールバスの計画的な運行・整備	●		
⑥給食センターの充実	●		
⑦教員住宅の修繕等整備	●		
⑧学童児童減少に伴う小学校の在り方の検討	●		
⑨奥会津学習センター施設の充実	●		

(3)地域の発展と人財の育成を担う県立只見高等学校への支援

①県立只見高等学校振興対策の充実	●		
②地域課題解決型など特色あるコース等の創設	●		
③奥会津学習センターの生徒支援機能の充実	●		
④地域や企業等との連携した取り組みの強化	●		
⑤地域課題解決に向けた教育活動実現のための支援	●		

2. 家庭教育力・地域教育力の向上

(1)子を持つ親や家庭教育力の向上

①子育てサークル・子育て教室の実施	●		
②子育て経験者と子どもを持つ親との交流機会の創出	●		
③子育ては家庭や地域がしっかり行う意識の向上	●		
④地域活動への積極的な参加（世代間交流、体験の場で意識改革）	●		
⑤家庭におけるメディアや携帯・スマホのルールづくり（アウトメディアデー等の実施）	●		

(2)家庭教育の補完機能を果たす地域社会の形成

①一体型の放課後子ども教室及び放課後児童クラブの実施	●		
②地域社会全体で親子の学びや育ちを支える環境づくり（保育所・学校・地域との連携、子育て相談窓口や協力体制整備）	●		
③親や祖父母対象の子育てに関する学習機会の創出（家庭学級、講演会、セミナー等の開催）	●		

3. 魅力ある生涯学習の推進

	着手時期		
	前期	中期	後期
(1)生涯学習体制の充実			
①地域に学び地域を創造する生涯学習「只見学」の推進	●		
②町民ニーズにあった多様な学習機会の充実	●		
③自主的な生涯学習の場の提供とサークル活動の奨励(講師登録制度)	●		
④世代間交流事業の実施、拡大	●		
⑤町長部局や振興センターとの連携強化(地域間交流や連携による事業の充実)	●		
(2)人材育成支援の充実			
①只見で活躍し各分野でリーダーとなる人材の育成の推進(地域人材育成ダイヤモンドプラン)	●		
②循環型生涯学習を構築するための学習活動の支援や指導者の育成	●		
(3)生涯学習施設の整備・充実			
①只見地域の自然、文化、歴史を学ぶ施設の充実	●		
②高度情報化に対応した振興センター機能の整備		●	
③学校教育施設の活用		●	
④図書館整備や図書の実と効果的活用			●

4. 地域文化の振興(地域で育まれた人の技・物・食の伝承)

(1)地域文化の振興			
①文化活動の振興と奨励	●		
②文化活動推進体制の整備(文化協会への支援)	●		
③文化行事の開催(文化祭、文化講演会等)	●		
④芸術鑑賞の機会の充実(演劇、音楽、美術等)	●		
(2)文化財の保護と伝承			
①文化財調査、指定保護運動の推進	●		
②文化遺産の保護・活用(八十里越の史跡化)	●		
③民俗文化財の保存と活用	●		
④天然記念物の保護	●		
(3)伝統文化を継承する人材の育成			
①食文化等の人の技・物・食の伝承	●		
②郷土芸能と伝統工芸の後継者育成	●		
③伝統行事の伝承	●		
(4)文化保存環境の整備			
①民俗資料等の収蔵・展示施設の整備	●		
②文化施設機能の整備			●
③文化資料等のデータベース化と情報発信		●	

5. 生涯スポーツ・レクリエーションの推進

(1)生涯スポーツ・レクリエーション活動の充実と健康増進			
①生涯スポーツの振興(年代に応じたスポーツやアウトドア活動の充実・発展)	●		
②老若男女が気軽に楽しめるニュースポーツ・レクリエーションの普及	●		
③各種スポーツ大会の開催や参加	●		
(2)スポーツ推進体制・指導体制の整備			
①体育協会の体制見直しと各種スポーツ組織の充実	●		
②スポーツ指導者の育成	●		
③各種スポーツ有資格者の後継者育成	●		
④総合型スポーツクラブとの連携強化	●		
⑤トップアスリートから学ぶスポーツ教室の開催(心と体の育成)	●		

(3) スポーツ・レクリエーション施設の充実	着手時期		
	前期	中期	後期
①スポーツ・レクリエーション施設の良い維持・改修	●		
②年間を通じてスポーツができる施設・設備の充実			●
③学校体育施設の有効活用	●		

Ⅲ. 住民が主役のまちづくり

1. 集落・振興センターでの住民交流を主体とした地域づくり

(1) 町がひとつになる仕組みづくり	着手時期		
	前期	中期	後期
①3地区の地域づくり委員会や自治振興会の合同会議による情報連携	●		
②社会教育活動、生涯学習活動の整理と類似行事の統合検討		●	
③地区単位で組織されている各種団体間の交流推進と統合の検討			●
④町内一体の社会教育団体等の相互交流機会の創出		●	
⑤集落間の交流機会の創出	●		

(2) 自発的・主体的な地域活動の支援

①地域をみかく活動の推進(集落点検や魅力発見事業・住民同士の交流機会の増)	●		
②集落計画の実践(交付金活用による課題解決・活性化)	●		
③外部有識者を活用した実践活動の推進(産学官民の連携)	●		
④各種ボランティア活動への支援		●	

(3) 助け合いによる集落・地域づくりの推進

①集落伝統行事等の伝承活動や集落・地区を知る運動の推進	●		
②集落維持・集落交流のための交付金制度の充実	●		
③集会所の積極的な活用のための環境の確立(施設の維持管理・集落交流の場としての支援の充実)		●	

(4) 住民と行政が協働したまちづくりの推進

①地域づくりの拠点としての振興センター権限の確立(受付・調整・実行・チェック機能等)	●		
②定期的な各課と振興センターとの連携・情報共有体制の確立	●		
③職員と振興センターと集落代表者等が定期的に協議できる仕組みづくり	●		
④集落支援員等の活用による集落点検、集落担当窓口の一本化	●		

2. 新たな視点による地域づくり

(1) 移住者に対する情報提供等の仕組みづくり

①定住等の相談窓口の設置(情報の一元化)	●		
②空き家等を活用したお試し住宅(定住生活体験住宅)の整備	●		
③町の定住支援策や生活するための解説書の作成	●		
④空き家等生活できる住居の情報提供(空き家バンク制度の実施)	●		

(2) 地域おこし協力隊・集落支援員の活用

①集落での地域おこし協力隊の活用モデル事業への取り組み	●		
②各種課題に対しての地域おこし協力隊の活用検討	●		
③集落支援員による集落点検と各種事業の展開	●		

3. 行政情報の積極的な公開と公聴機会の充実

(1) 町広報誌等による積極的な行政情報の発信

①ホームページ・SNS・動画配信サイトによるタイムリーな町情報発信機能の充実(マスメディア担当などの設置による効果的な広報宣伝活動の実施)	●		
②コミュニティ FMを活用した行政情報の発信	●		
③町広報誌による行政情報の定期的発信	●		
④行政情報の積極的な公開・提供と個人情報保護条例の徹底	●		
⑤集落座談会・行政出前講座の継続実施と内容の検討	●		

(2) 町民の生の声が行政施策に反映される仕組みづくり	着手時期		
	前期	中期	後期
① 計画段階から住民意見を取り入れ、反映できる仕組みづくり	●		
② 集落座談会など気軽に町民が政策提言できる場や雰囲気づくりの確立	●		

4. 効率的な行財政運営

(1) 効率的な行政運営

① 効率的でスリム化が図られた行政組織機構の確立(住民サービス向上に繋がる縦割り行政の効率化)	●		
② 職員の定員管理と適正な給与水準の維持	●		
③ 行政評価制度による事業の選択(事務・事業の再編・整理、廃止・統合)	●		
④ 職員の能力向上と意識改革の徹底	●		
⑤ 行政が行っている業務の民間委託等の推進(行政経費の削減に貢献する指定管理者制度の実施等)	●		
⑥ 第三セクターの経営改革の推進と情報公開	●		

(2) 効率的な財政運営

① ふるさと納税制度の積極的な活用と返礼品の充実	●		
② クラウドファンディングを活用した新たな事業の積極的な展開		●	
③ 「只見町行財政改革プログラム」の推進	●		
④ 町税や使用料等の収納率向上など財源の適正確保	●		
⑤ 効率的な財政投資と新たな財源対策の実施	●		
⑥ 町有財産の適正管理と遊休資産の効果的な利活用対策	●		

5. ICT（情報通信技術）の活用

(1) ICTを活用した行政サービスの展開

① ICTを活用した効率的な行政サービスの推進 (超高齢化社会、農業、社会インフラ等での活用など)	●		
② 行政総合情報システムの効率化・利便性向上に向けた調査・研究	●		
③ オープンデータ、ビックデータを活用した戦略的地域課題の解決	●		
④ 情報セキュリティ(保安・防犯)対策の徹底	●		

(2) 情報通信基盤の活用

① 防災・観光情報発信ツールのコミュニティ FMの開局	●		
② 各観光施設等拠点でのフリースポット化及び観光情報発信ツールの提供	●		
③ 防災・犯罪防止のための通信基盤の活用と情報機器整備		●	

6. 総合的な土地利用・公共交通体系の確立

(1) 土地利用の推進

① 国土利用計画による土地のゾーニング	●		
② 遊休土地利用の促進	●		
③ 新規就農者・野菜等出荷農家拡大に向けた農地活用条件の緩和		●	
④ 町開発指導要綱の適正運用	●		

(2) 公共交通体系の確立

① 団子(集落・公共施設・商店)の“くし交通網”の整備	●		
② 高齢者など交通手段を持たない方に対応した新多目的交通システムの利便性向上	●		
③ JR只見線の不通区間解消による早期全線開通	●		
④ JR只見線の観光路線化の推進(SL・特別列車の運行、新型観光列車やラッピング車両の導入など)		●	
⑤ 観光客に対応した町内交通システムの確立と見直し		●	
⑥ 「ヒトものバス」の運行による通院や観光客の利便性向上 (会津田島駅、国道289号を利用した三条市等を結ぶ交通体系の構築)		●	

IV. 住みやすいまちづくり

1. 共に支え共に生きる福祉のまちづくり

	着手時期		
	前期	中期	後期
(1) 地域包括ケアシステムの構築			
① 地域包括支援センターの強化	●		
② 地域課題の発見と潜在的ニーズの顕在化		●	
③ 生活支援福祉サービスの提供体制の強化		●	
④ 不足する支援・サービスの把握と解決	●		
⑤ 多様な担い手の育成・サービスの創出	●		
⑥ 医師の往診及び訪問看護ステーションによる在宅医療の推進		●	
⑦ 高齢者・障がい者等の通院対策の充実		●	
(2) 地域福祉の推進			
① 相談支援体制の整備とサービス利用のための従事者の専門性の向上事業		●	
② 多様なサービスの参入促進及び公私協働の実現			●
③ 福祉、保健、医療と生活関連分野との連携方策の検討	●		
④ 地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の活動への支援	●		
⑤ 住民等の意識向上と主体的参加の促進	●		
⑥ 地域福祉を推進する人材の養成		●	
(3) 自立した暮らしを支える体制の確立			
① 成年後見制度の周知と利用促進の普及啓発		●	
② 権利擁護支援体制の確立		●	
③ 日常生活自立支援事業の利用促進	●		
④ 生活困窮者に対する生活支援及び就労支援の実施	●		

2. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

(1) 健康的な公共施策づくり			
① 南会津保健福祉事務所(保健所)との協力体制・連携強化	●		
② 健康づくり運動の推進	●		
③ 保健師・理学療法士等の人材育成・確保		●	
④ 医療機関との連携による健康に関する情報提供や疾病対策	●		
(2) 健康を支援する環境づくり			
① 健診事業の充実と受診率の向上	●		
② 健康相談や健康教育の実施体制の充実	●		
③ 職場・企業・集落等での分煙の徹底・禁煙の実現	●		
④ 健康づくり・体力向上のための施設・遊具等の整備		●	
(3) 集落・地域における健康づくり活動の強化			
① 身近な集会所等を活用した健康教室の開催	●		
② 保健協力員、食生活改善推進員等のボランティア活動の充実	●		
③ 集落・地域の健康づくりリーダー研修会の開催		●	
(4) 健康を保つ個人技術の普及・推進			
① 老若男女が共にできる健康体操の普及	●		
② 年齢に応じた健康教室・健康教育の開催	●		
③ ライフステージにあった食生活(食育)の推進	●		
④ 保健師・栄養士による効果的な健康相談・家庭訪問の実施	●		
(5) ヘルスサービスの方向転換			
① 保健福祉センターと医療・福祉機関の緊密な連携	●		
② 健康に関する提言による住民参加の健康づくり推進	●		
③ 個人に合ったサービス利用への助言・指導	●		

3. 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

	着手時期		
	前期	中期	後期
(1) 子どもの健やかな成長を育む環境整備			
①保育受け入れ態勢の確立(育休満了時の1歳到達時からの受入、0歳児保育の実施)	●		
②保育料の軽減対策の実施	●		
③「放課後子ども総合プラン」に基づく各種事業の展開	●		
④多様なニーズに対応する保育所の再編・整備の検討		●	
⑤思春期保健学習の取り組み	●		
⑥心のケア対策への取り組み	●		

(2) 安心して生み育てられる環境づくり

①朝日診療所での小児科医療(総合医療)の展開		●	
②延長保育の実施	●		
③放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)や一時預かりサービス事業の拡充	●		
④子ども医療費助成・子宝祝金支給事業の充実	●		
⑤子育てガイドブックの作成、育児サークル等の子育てネットワークづくり	●		
⑥各種検診、予防接種事業、不妊治療費助成事業の継続	●		

(3) 地域で子どもを見守り大切にするまちづくりの推進

①冬季・雨天時などでも親子が共に遊べる場の整備			●
②地域における見守り活動の推進	●		
③通学路等の子どもの安全確保対策の推進	●		
④発達段階に応じた食育の啓発・推進	●		
⑤地域と連携した食の学習機会の充実	●		
⑥地産地消型給食の推進	●		

(4) すべての家庭が安心とゆとりをもてる子育て支援の充実

①障がいのある児童の早期発見、早期治療の実施	●		
②重度心身障がい児介護手当、療育児童通院交通費給付事業の継続	●		
③児童虐待の発生予防と早期発見に向けた関係機関との連携強化	●		
④すこやか激励金支給事業及びひとり親医療費助成事業の継続	●		
⑤ひとり親家庭等の相談体制の充実	●		

(5) 未婚化・晩婚化対策の推進

①花嫁・花婿対策事業の実施(出逢いの場の提供と相談活動の実施)	●		
②独身者向けコミュニケーション、話し方セミナーなどの実施	●		
③広域での異業種間交流による出逢いの場の創出	●		
④後継者・親御向けセミナー	●		

4. 高齢者が健康でいきいきと暮らせるまちづくり

(1) 住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちづくり

①老人クラブ活動育成事業の充実	●		
②身近な集会所等を活用した住民主体の健康づくり事業の推進(サロン支援事業の充実)	●		
③高齢者等の身近な寄合場の提供(1集落1喫茶店の展開)		●	
④敬老会の定期開催と敬老祝金支給事業の展開	●		

(2) 明るく活力に満ちた高齢化社会の推進

①シルバー人材センターの設立等による高齢者の雇用機会の創出	●		
②健康診断、健康相談等の各種高齢者保健サービスの充実	●		
③地域住民等の連携による訪問指導の充実			●
④高齢者食生活改善事業及び生活習慣改善事業の展開	●		

(3) 保健・福祉(介護)・医療の連携	着手時期		
	前期	中期	後期
①在宅高齢者を支援するための各種事業の充実(緊急通報システムの整備、除雪支援保険事業等)	●		
②認知症高齢者等の権利擁護及び虐待防止にかかる相談・支援体制の充実		●	
③地域全体での高齢者の支え合い、見守る体制の環境整備と意識醸成	●		
④地域包括支援センターの機能強化	●		
⑤高齢者住宅等の整備			●

(4) 介護予防の推進と日常生活支援の充実

①生活支援コーディネーターの配置と協議会の設置		●	
②住民主体による一般介護予防事業の推進			●
③通所型介護予防事業の実施	●		
④訪問型介護予防事業の実施	●		

(5) 在宅医療・介護連携の推進

①地域の医療・介護サービスの資源の把握と情報の共有支援	●		
②地域医療・介護連携の課題抽出と対応の協議	●		
③地域医療・介護連携に関する相談の受付等	●		
④在宅医療・介護関係者の研修と人材育成		●	
⑤24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築			●
⑥地域住民への普及啓発	●		
⑦二次医療圏内・関係自治体との連携	●		

5. 障がいの有無に関わらず共に生きるまちづくり

(1) 障がい者福祉の充実

①障がい者の活動紹介と理解の促進(集落・地域で支える運動の展開)	●		
②障がい者にやさしい公共施設の整備(バリアフリー化)	●		
③障がい者への相談体制・情報提供の充実	●		
④早期発見・早期治療の充実及び支援	●		
⑤在宅福祉サービスの充実		●	
⑥共同生活援助施設(グループホーム)の整備	●		

(2) 障がい者の社会活動への参加促進

①発達支援相談会と保育所・関係課との連携		●	
②保育・学校教育サービスの充実	●		
③雇用の奨励と啓発	●		
④障がい者等の集まり場の提供及び小規模作業所への展開	●		
⑤イベント等への参加促進と支援			●
⑥ボランティアの育成	●		

6. 安心して暮らせるまちづくり

(1) 地域医療体制の充実

①救急医療体制の整備と充実	●		
②朝日診療所と2次・3次医療機関との連携強化	●		
③来院患者の病状等を的確に医師につなぐ診察システムの確立	●		
④国道289号の開通を見据えた三条市の医療機関との連携構築		●	

	着手時期		
	前期	中期	後期
(2) 消防団組織の育成強化と危機管理体制・災害防止・安全対策の充実			
①実効性のある防災訓練の実施(火災・山岳)	●		
②消防施設・消防装備の適正配置	●		
③消防団員の適正配置と消防団組織の再編の検討	●		
④火災予防運動の展開	●		
⑤危機管理体制の充実(年次計画による災害・緊急時用物資の整備)	●		
⑥情報伝達・通信体制の確立	●		
⑦安全対策の充実(交通安全対策の充実・犯罪のないまちづくりの推進)	●		

(3) 要援護者に対する支援体制の強化

①地域の高齢者等(要援護登録者)の地域見守り体制の充実	●		
②緊急通報システム・地域見守り安心カードの推進	●		
③要介護高齢者や障がい者などの要援護者情報の把握と災害救助法に基づく避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報の共有	●		
④福祉避難所の指定促進と運営マニュアル作成と訓練の実施		●	

V. 働きがいのあるまちづくり

1. 受け継ぎ託す、プライド農業の実践

	着手時期		
	前期	中期	後期
(1) 農業の公益的機能の維持			
①農地保全等、農業の公益的機能への支援策の実施	●		
②永続的農地保全に向けた組織の検討	●		

(2) 農業の担い手の育成・確保

①認定農業者及び集落営農を行う地域農業リーダーの確保	●		
②農業法人化の推進	●		
③新規就農者・農業後継者の育成支援	●		
④女性農業者・高齢農業者による生産活動の推進	●		
⑤住民への農業参入に向けた農業教育の実施と情報の発信	●		
⑥新規就農者確保に向けた受入れ条件の整備・支援	●		
⑦建設業等異分野業種の農業への転職等支援	●		

(3) 高収益・高付加価値農業の展開

①町産米のブランド形成に向けた品質・知名度向上対策 (有機農業の推進・食味向上・ふるさと納税制度等を活用した積極的なPR)	●		
②振興作物「トマト」「花卉」の戦略的支援	●		
③山菜・薬草等の特用特産物の栽培加工等		●	
④農産物の品質維持、高付加価値のための雪冷熱エネルギーの活用	●		

(4) 効率的な農業の推進

①農用地の利用集積と農作業受委託の推進	●		
②生産基盤の整備(町単補助制度創設)と農村生活環境の整備	●		
③農業機械購入補助金(町単)の創設	●		
④資源循環型農業の推進	●		
⑤農業研究機関との連携による栽培技術・省力技術の向上	●		

(5) 農業経営の安定	着手時期		
	前期	中期	後期
①農家所得向上のための各種事業の展開	●		
②新たな販売ルートの発掘と産直・直売の実施とインターネットの活用	●		
③(仮称)人材センターからの派遣による繁忙期等の人手不足の解消	●		
④耕作放棄地解消と農用地利用集積等への支援	●		
⑤有害鳥獣対策	●		
⑥生産・経営情報の提供	●		
⑦放射性物質に対する風評被害対策	●		

2. 豊かな森林を活かした林業の振興

(1) 林業の振興

①町産材の流通と循環型利用拡大の取組み (木質バイオマスの推進・町内住宅等への木材利用促進)	●		
②計画的な植林・保育・間伐による森林の保全及び公益的機能の維持(森林環境税の活用)	●		
③林業後継者の育成と支援		●	
④林道の整備・保全	●		
⑤保健・レクリエーション機能等を持つ機能維持増進森林の整備推進		●	

(2) 特用林産物の活用

①山菜・きのこ等の伝統産品への認定等によるブランド化と商品づくり		●	
②豊富な山の幸の生産拡大と流通販売ルートの確立		●	
③わらび園等の観光山菜園の整備・充実	●		
④森林組合の育成強化(多角経営の推進と新たな林産物の発掘)	●		
⑤流木等森林資源の新たな活用策の検討	●		
⑥放射性物質に対する定期的なモニタリング等の対策	●		

3. 水の郷にふさわしい水産業の振興

(1) 内水面漁業の振興

①町内水系の資源調査	●		
②内水面水産試験場を通じた技術的助言及び情報提供による振興	●		
③漁協による放流事業の実施	●		
④カワウ等有害鳥獣及び外来魚対策の実施	●		

(2) 生産基盤の整備

①産業間連携による加工・流通ルートの確立			●
②漁業組合・生産者の育成支援	●		
③魚類や水棲生物の生息環境の整備・改善(水辺林の保護等)	●		
④養魚施設の近代化			●

4. 活力と賑わいそして持続ある商工業の確立

(1) 地元で根差す商業の展開

①三地区の中心地に休憩所などのコミュニティ施設の整備と支援		●	
②新規開業を支援するトレーラーハウス等による、まちなかへのチャレンジショップの設置	●		
③事業者主体による商業イベントの充実	●		
④消費者を意識した店舗・品揃えの充実	●		
⑤複合施設等商業機能施設の整備検討		●	
⑥商工会による的確な指導と商業振興策の提案	●		
⑦地元消費拡大のための行政の誘導策の検討	●		

(2) 観光商業への対応	着手時期		
	前期	中期	後期
①国道289号八十里越開通を見据えた中心市街地の整備 (JR只見駅、役場新庁舎を中心とした中心市街地の整備とひと・ものの流れの連携)	●		
②地域資源を活かした魅力ある特産品の展開と販売 (町内産品のブランド化、ふるさと納税返礼品利用)	●		
③宿泊・飲食事業者に対する持続化・創業支援	●		
④観光客の立ち寄り拠点「道の駅」等の整備		●	
⑤インターネットでの少量多品種の「通販パック」の販売		●	
⑥郷土料理や只見の地場産品を活かした商業の活性化		●	
⑦空き店舗・公共建築物等の有効活用		●	

(3) 工業基盤の整備	前期	中期	後期
①制度資金を活用した経営安定化支援	●		
②技術力向上・人材確保のための各種支援制度の充実 (新潟県三条市のものづくり学校との戦略的な連携)	●		
③企業誘致のための用地確保と魅力ある優遇措置の創出	●		

(4) 時代に即応した既存企業の育成・支援	前期	中期	後期
①雇用確保のための奨励金・優遇措置の創出	●		
②新分野進出のための支援策の実施	●		
③起業家に対する支援制度の創出	●		
④知識・技術習得制度の活用	●		
⑤地元高校卒業者が町内企業へ就業できる支援制度の創出		●	

5. 地域経済の発展を担う魅力ある観光の推進

(1) 魅力ある観光地づくり

①まちづくり会社「(仮称)株式会社 自然首都・只見」の設立	●		
②地域マネジメント組織の立ち上げ(日本型DMOによる観光地域づくり)	●		
③分かりやすく見やすい多言語に対応した町内統一案内板の整備	●		
④青少年旅行村オートキャンプ場を拠点としたアウトドア観光の充実	●		
⑤誰でも町内観光施設を周遊できるプランの提案(観光デマンドの構築・レンタカーの整備)		●	
⑥エコツーリズム(自然体験・農業体験等)のガイドインストラクターの充実	●		
⑦只見町プナセンターによる「ユネスコエコパーク」の情報発信	●		
⑧既存観光施設の展示内容の再整備と魅力アップづくり			●
⑨イベント開催時の観光施設への周遊誘導策の実施		●	
⑩観光スポット等(遊歩道・登山道・ビューポイントなど)の維持・管理・修繕	●		

(2) 観光客の誘客促進

①フリースポット拠点の整備と充実	●		
②ホームページ・SNS・動画配信等による情報宣伝の強化・充実	●		
③六十里越、八十里越等の観光路線の活用推進(新潟県魚沼市、三条市との連携)		●	
④環境教育、教育旅行の積極的な推進(着地型旅行商品の企画・開発)	●		
⑤国際化に対応した多言語情報(看板・パンフレットなど)の提供と人材育成		●	
⑥ゆるキャラ「プナりん」のイベント等での積極的な活用	●		
⑦魅力あるパンフレット・ポスター等の作成による町のPR	●		
⑧広域市町村との連携強化による周遊情報発信	●		
⑨道の駅・川の駅などの交流拠点の整備と充実		●	

(3) ふるさと交流都市・近隣市町村・諸団体等との積極的な交流	着手時期		
	前期	中期	後期
①国道289号八十里越開通を見据えた三条市との交流 〔(仮称)三条市・只見町連携戦略会議〕による多様な交流推進	●		
②ふるさと交流都市(柏市)との多様な交流の推進(住民交流の推進)	●		
③只見川沿線市町村・新潟県魚沼市との多様な交流関係の構築	●		
④新たな地域団体等との交流機会の発掘		●	
⑤交流希望団体等の町内への短期宿泊制度・施設の拡充		●	

(4) JR只見線を活用した新たな誘客の促進

①不通区間の解消に向けた利用促進事業の実施	●		
②「只見線に手をふろう条例」の普及啓発、只見線応援団の加入促進	●		
③ラッピング車両の運行によるJR只見線PRと誘客促進	●		
④インバウンド観光推進のためのPRと旅行企画造成	●		
⑤「風っこ会津只見号」「SL会津只見号」などの特別列車の定期運行	●		
⑥只見線を活用した旅行企画・周遊プラン等の提案	●		

6. 産業間連携による地域経済の発展

(1) 産業間連携の推進

①(仮称)只見町経済同友会の設立(町内異業種メンバーによる情報交換機会の創出)	●		
②人材育成プログラムの創出	●		
③異業種連携・参入に対する支援策の充実		●	
④異業種連携による体験交流事業・特産品づくりの支援・推進		●	
⑤建設業からの農林業等の労働者不足への支援・連携	●		

(2) 新商品開発の推進

①伝承産品等の地域ブランド化による商品の造成・販売の推進	●		
②起業に対する支援策の充実と情報提供	●		
③有識者・研究機関を活用した特産品等の開発・研究(産学官民の連携)	●		
④新商品開発のための機器導入支援の創出		●	
⑤農産物の加工所の整備・支援		●	

(3) 地産地消の推進

①農林水産物の地産地消運動の推進(地域ブランドメニューの創設、伝統料理の提供)	●		
②直売所・農家レストラン・農家民宿の整備促進による地産地消の展開	●		
③地元木材を利用した住宅建築の推進	●		
④地産地消運動を推進する仕組みづくりの構築		●	
⑤地域内消費を高めるための各種事業の展開			●